

学校給食物資等の納入の手引き

津市教育委員会事務局教育総務課給食担当

令和8年8月

目次

1	趣旨	1
2	納入者の選定について	1
3	給食物資調達範囲	1
4	契約について	2
5	入札、見積合わせ、見積徴取（6号随契）について	4
6	納入物資の発注	6
7	給食物資の納入	6
8	給食物資代金の請求	6
9	給食物資に関する事故への対応、事故等の措置	7
10	納入者の衛生管理	7

1 趣旨

津市では、令和8年9月から学校給食費を津市の歳入・歳出予算として管理する「公会計」方式に移行します。

この手引きは、「津市学校給食用物資の調達等に関する要領」に基づき、必要な手続き等について示したものです。

2 納入者の選定について

(1) 給食物資の納入者は「津市学校給食用物資納入者名簿」に登録された者の中から納入希望区分、納入希望給食物資に基づき選定します。

(2) 給食物資調達における、納入者の指名順位については、「市内に本社又は本店を有する者（市内業者）」、「市内に契約の権限の委任を受けた支社、支店等を有する者（準市内業者）」、「県内に本社等又は支社等を有する者（市外業者）」を同順位で指名します。

学校給食は、児童・生徒に毎日安全で安心な給食を確実に提供する必要があります。そのため、食材の安定的な調達を最優先とし、調達機会を幅広く確保する観点から、学校給食用物質の調達においては、市内・準市内・市外業者の区分による優先順位は設けず、すべて同順位で指名します。

3 給食物資調達の範囲

給食物資の調達は、次の区分（地域）ごとに、また、必要に応じて、区分（地域）の調理施設（学校等）ごとに行います。

なお、一部の給食物資※については、全市的に調達を行います。

※学校給食用牛乳、米飯、パン、非常用給食物資など

（区分の一覧）

区分（地域）	調理施設数	食数（概算）
津市中央学校給食センター	1	5,000
津市一志学校給食センター	1	1,300
津市香良洲学校給食センター	1	320
津地域	17	7,000
久居地域	6	2,800
北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域	14	3,600
白山・美杉地域	7	670

4 契約について

令和8年9月以降に締結する給食物資の契約は、次のとおりとします。

(1) 入札または見積合わせにより調達を行う給食物資

給食物資は、入札または見積合わせの結果に加えて、区分（地域）ごとに設置する給食物資選定委員会（学校長・栄養教諭等で構成）の意見を聴いた上で決定します。

区分（地域）	給食物資	入札または見積合わせの頻度
津市中央学校給食センター	一部の青果物を除く 全ての給食物資※	1回／1月、1回／2月、1回／学期
津市一志学校給食センター	全ての給食物資※	1回／1月、1回／2月、1回／学期
津市香良洲学校給食センター	乾物類等	1回／1月
津地域	乾物類等	1回／2月
久居地域	乾物類等	1回／2月
北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域	乾物類等	1回／2月
白山・美杉地域	乾物類等	1回／学期

※学校給食用牛乳、米飯及びパンは除く。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約により調達を行う給食物資

市で給食物資を購入する際は、原則、入札や見積合わせを行うなど、競争性を確保した上で契約相手方を決定しますが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき「特定の納入者」と契約（随意契約）を行う場合があります。

（随意契約に関し、ご理解いただきたいこと）

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づく随意契約は、納入者を自由に選べる制度ではありません。同条各号で定められた要件に該当する場合に限り、その理由を整理した上で実施する例外的な契約方法です。給食物資の購入に係る随意契約については、公平性・透明性を確保しながら適正に運用します。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約（2号随契）を行う給食物資】

次の給食物資については、納入者を特定した上で、2号随契による契約を行います。

学校給食用牛乳、米飯及びパン、一部地域の調理施設の精白米など

（学校給食用牛乳の契約の考え方）

「学校給食用牛乳」は、畜産振興の観点から、三重県において供給者を県内一括で決定し、市町ごとに納入者を割り当てています。

このことから、学校給食用牛乳の納入者は、三重県において、津市に割り当てられた納入者と契約を行います。

(米飯及びパンの契約の考え方)

「米飯及びパン」については、県内の市町教育委員会から推薦を受けた炊飯工場、パン製造工場を対象に、公益財団法人三重県学校給食会の責任において、県内各市町の納入者を決定するとともに、県内統一の供給単価を設定し、米飯及びパンの安定供給を図っています。これらのことから、三重県内において米飯及びパンの調達に関し、価格面、供給面からも安定的な供給ができる唯一の納入者として、公益財団法人三重県学校給食会と契約を行います。

(一部地域の精白米の契約の考え方)

一部地域の精白米は、学校給食における地産地消を推進するとともに、地域農業の振興及び児童生徒の食育の推進を図ることを目的として、各地域で生産された米を当該地域の学校へ供給しています。当該地域で生産された米を集荷・供給できる団体は、当該自治会又は営農組合に限られ、契約の目的上、他の事業者との競争による契約に適しないことから、当該自治会又は営農組合と契約を行います。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約（6号随契）を行う給食物資】

次の給食物資については、納入者を特定した上で、6号随契による契約を行います。

(6号随契の考え方)

学校給食は、1日たりとも提供を停止することはできず、安定供給が最優先であり、かつ調理状況に応じた追加発注など地域の事業者との継続的な連携が必要となります。

津市香良洲学校給食センターのほか各区分（地域）における自校方式の調理施設では当日早朝の物資搬入が可能となる体制が必要であることから、青果物、精肉類、乾物類等の一部は、これまで給食物資を納入していた納入者との契約により給食物資の調達を行います。

区分（地域）	見積徴取の頻度
津市香良洲学校給食センター	青果物（週1回） 精肉類（月1回） 乾物類等の一部（随時）
津地域	青果物（週1回） 精肉類（月1回） 乾物類等の一部（随時）
久居地域	青果物（週1回） 精肉類（月1回） 乾物類等の一部（随時）
北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域	青果物（週1回） 精肉類（月1回） 乾物類等の一部（随時）
白山・美杉地域	青果物（週1回） 精肉類（月1回） 乾物類等の一部（随時）

5 入札、見積合わせ、見積徴取（6号随契）について

(1) 入札又は見積合わせの実施について

「4 契約について (1)入札または見積合わせにより調達を行う給食物資」の表に記載された給食物資の入札及び見積合わせは「津市学校給食用物資納入者名簿」に登録された給食物資の分類に基づき、区分（地域）ごとに実施し1品目ごとの単位単価による入札（見積合わせ）とします。

ア 送付書類

入札又は見積合わせにより、納入者を選定する際は、区分（地域）の事務担当から次の書類を納入者に送付します。物資によっては、規格書やサンプル物資を求める場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、区分（地域）により、見積合わせの時期は異なります。詳しくは、次の表を参考にしてください。

- ① 指名通知
- ② 入札（見積合わせ）心得
- ③ 入札書（見積書）
- ④ 契約書

区分（地域）	入札または見積合わせの時期の目安
津市中央学校給食センター	青果物（10月分） 9/1 頃（指名通知書送付）9/14 頃（見積書提出期限） 精肉・乾物類（11・12月分） 10/1 頃（指名通知書送付）10/14 頃（見積書提出期限） 調味料（3学期分） 12/1 頃（指名通知書送付）9/14 頃（見積書提出期限）
津市一志学校給食センター	青果物・精肉（11月分） 9/4 頃（指名通知書送付）9/18 頃（見積書提出期限） 乾物類（12・1月分） 9/1 頃（指名通知書送付）9/14 頃（見積書提出期限） 調味料（3学期分） 11/4 頃（指名通知書送付）11/20 頃（見積書提出期限）
津市香良洲学校給食センター	乾物類（11月分） 9/2 頃（指名通知書送付）9/16 頃（見積書提出期限）
津地域	乾物類（11・12月分） 9/1 頃（指名通知書送付）9/16 頃（見積書提出期限）
久居地域	乾物類（11・12月分） 9/1 頃（指名通知書送付）9/16 頃（見積書提出期限）
北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域	乾物類（11・12月分） 9/1 頃（指名通知書送付）9/18 頃（見積書提出期限）
白山・美杉地域	乾物類（3学期分） 10/16 頃（指名通知書送付）10/30 頃（見積書提出期限）

イ 入札（見積合わせ）に関する一般的な事項（遵守事項）

入札書（見積書）の提出方法、提出期限等、入札（見積合わせ）時に守っていただく一般的な事項等は「指名通知」に記載します。指名通知書は、入札日（見積書提出期限）の概ね14日前頃に送付します。

当該書類に基づき、入札書（見積書）を記載し提出してください。入札書（見積書）には、津市競争入札参加資格者名簿登録の際に使用印として登録した代表者印の押印が必要です。

ウ 納入者の決定

入札（見積合わせ）の結果に加えて、給食物資選定委員会の意見を踏まえ納入者を決定します。

エ 契約の締結

納入者の決定後は、落札決定通知書により納入が決定した納入者に通知し、津市契約規則に基づき売買契約を締結します。

オ 事務担当

区分（地域）	事務担当
津市中央学校給食センター	中央学校給食センター：電話番号 059-253-8801
津市一志学校給食センター	一志学校給食センター：電話番号 059-293-5485
津市香良洲学校給食センター	香良洲教育事務所：電話番号 059-292-4309
津地域	教育総務課給食担当：電話番号 059-229-3246
久居地域	久居教育事務所：電話番号 059-255-8859
北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域	安濃教育事務所：電話番号 059-268-5519
白山・美杉地域	白山教育事務所：電話番号 059-262-7021

(2) 見積徴取（6号随契）について

「4 契約について（2）地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約により調達を行う給食物資」の表に記載された「青果物、精肉類、乾物類等の一部」については、「津市学校給食用物資納入者名簿」に登録された給食物資の分類に基づき、区分（地域）ごとに実施し1品目ごとに見積徴取を行います。

なお、物資により、見積徴取の時期は異なります。詳しくは、次の表を参考にしてください。

ア 送付書類

各区分（地域）の事務担当から次の書類を納入者に送付します。

- ① 指名通知
- ② 見積者心得
- ③ 見積書
- ④ 契約書

区分（地域）	見積徴取の時期の目安（10月分）
津市香良洲学校給食センター	青果物（10/1-10/9分） 9/24 頃（指名通知書送付）9/29 頃（見積書提出期限）
津地域	青果物（10/13-10/16分） 10/2 頃（指名通知書送付）10/7 頃（見積書提出期限）
久居地域	青果物（10/19-10/23分） 10/9 頃（指名通知書送付）10/15 頃（見積書提出期限）
北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域	青果物（10/26-10/30分） 10/16 頃（指名通知書送付）10/22 頃（見積書提出期限）
白山・美杉地域	精肉類・乾物類等の一部 9/3 頃（指名通知書送付）9/11 頃（見積書提出期限）

※ 青果物の見積期間は、月単位で区切るものとし、月をまたいで設定しません。

イ 見積徴取に関する一般的な事項（遵守事項）

見積書の提出方法、提出期限等の遵守事項等は「指名通知」に記載します。指名通知は見積期限の概ね5日から7日前（土・日・祝日含む）までに送付します。

指名通知に基づき、見積書を記載し提出してください。見積書には津市競争入札参加資格者名簿登録の際に使用印として登録した代表者印の押印が必要です。

ウ 納入者の決定

提出いただいた見積書に記載された金額が、本市が定める予定価格の範囲内であれば、納入者として決定します。

エ 契約の締結

納入者の決定後は、落札決定通知書により通知し、津市契約規則に基づき売買契約を締結します。

オ 事務担当

区分（地域）	事務担当
津市香良洲学校給食センター	香良洲教育事務所：電話番号 059-292-4309
津地域	教育総務課給食担当：電話番号 059-229-3246
久居地域	久居教育事務所：電話番号 059-255-8859
北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域	安濃教育事務所：電話番号 059-268-5519
白山・美杉地域	白山教育事務所：電話番号 059-262-7021

6 納入物資の発注

前月20日頃に当月に使用する給食物資の必要量が確定しますので、各調理施設（学校、学校給食センター）又は教育委員会事務局事務担当から納入者にFAXで発注書を送付します。

ただし、青果物は毎週行う見積徴取ごとに納入者を決定した上、発注書を送付します。

発注書送付後に、感染症等による学級閉鎖や台風等の自然災害による給食実施の変更又は中止の必要が生じた場合は、納入量を変更することがあります。その場合は、できるかぎりの対応をお願いします。

7 給食物資の納入

(1) 納入

給食物資の納入にあたっては、給食物資が発注書の内容に適合し、かつ衛生的に管理されたものであることを確認し、指定した日時及び場所に給食物資を納入してください。また、給食物資と合わせて納品書を各調理施設に提出してください。

何らかの事情により納入時間に間に合わない等、給食物資の納入に支障が生じる場合は速やかに調理施設に連絡し、指示に従ってください。

(2) 検収

納入された給食物資について、調理施設の検収者が発注内容と適合しないと判断したときは、納入者に給食物資の交換などの措置を求める場合があります。その場合は、各調理施設の検収者又は市の担当者の指示に従って対応してください。

8 給食物資代金の請求

(1) 請求の方法

給食物資代金の請求は、実際に納入した数量をもとに、任意様式の請求書を作成し、物資の納入完了後、翌月5日までに教育総務課給食担当に提出してください。

(2) 請求に関する注意事項

請求書には、必ず次のことを記載してください。

未記載の場合、支払いができないことがあり、再提出していただく場合があります。

ア 請求金額の内訳（納品した給食食材の品名、納品日、数量、単価など）

- イ 請求者の住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名）
- ウ 押印（津市競争入札参加資格者名簿登録時に使用印として登録した代表者印）
- エ 振込先口座

9 給食物資に関する事故への対応、事故等の措置

(1) 事故への対応

検収時に、給食用物資に不良（規格が適さない、著しく品質が劣る、異物が混入している等）や数量の不足等が認められた場合は、調理施設の検収者又は市の担当者の指示に従い、直ちに適格品との交換や補充などの対応をお願いします。

また、検収後も、調理中に異常等が発見された場合は、市の担当者から連絡をする場合がありますので、連絡が取れる体制を整えておいてください。

なお、その際も市の担当者からの指示に従い、必要な対応をお願いします。給食用物資の不良が認められた場合は、津市は納入者に原因の調査報告を求めることがあります。この調査報告に係る費用は納入者の負担とします。

(2) 事故の措置

事故があった場合は、必要に応じ顛末書を求める場合があります。その際は速やかに顛末書を作成し、市へ提出してください。事故の内容や顛末書に基づき、納入者に対し注意喚起等の必要な措置を講じる場合があります。

(3) 調査

事故に関し、市が納入者に対し調査をする場合があります。調査を実施する場合は、納入者は調査に御協力ください。

10 納入者の衛生管理

学校給食は、多くの児童生徒が毎日口にする食品であることから、食材の安全性を確保するため、納入者の皆様にも適切な衛生管理をお願いしています。給食物資の安全性を確保するため、次の事項を遵守してください。

(1) 食品衛生法に基づく衛生管理基準を遵守してください。

食品衛生法第51条及び同法施行規則第66条の2に定める一般衛生管理及び HACCP に沿った衛生管理を適切に実施してください。

(2) 製造工場、倉庫及び店舗は、常に衛生的な状態を維持してください。

食材の保管や製造、荷さばき等を行う施設については、整理整頓や清掃を徹底し、食材の品質及び安全性が確保できる環境を維持してください。

(3) 市から求めがあった場合は、衛生管理に関する書類を提出してください。

必要に応じて、食品衛生監視票、従業員の検便検査証明書その他衛生管理に関する記録等の提出をお願いすることがありますので、その際は速やかに提出してください。